

平成25年

第1回

# 議会報告会

日時・場所  
11月21日(引田公民館) 午後7時から8時30分  
11月22日(大内公民館) 午後7時から8時30分  
11月23日(交流プラザ) 午後1時から2時30分

東かがわ市議会

# 第1回東かがわ市議会報告会次第

1 開 会

2 議長あいさつ

3 出席議員紹介

4 議会報告

一部 議会の審議説明  
質疑応答

二部 意見交換会  
質問・要望

5 閉会あいさつ(副議長)

6 閉 会

# 東かがわ市議会基本条例より

(前文)

東かがわ市民（以下「市民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される東かがわ市議会（以下「議会」という。）は、同じく市民から選挙で選ばれた東かがわ市長（以下「市長」という。）とともに、東かがわ市の代表機関を構成している。

2つの代表機関は、ともに市民の負託に応える活動をし、議会は多数による合議制の機関として、また市長は独任制の機関として、二元代表制の特性を生かし、東かがわ市（以下「本市」という。）としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が市民の代表機関として、住民自治の拡充と市民福祉の向上のために果たすべき役割は、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、ますます大きくなっている。議会は、その持てる権能を十分に駆使して自治体事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を広く市民に明らかにする責務を有している。自由闊達<sup>カッ</sup>な討議を通して、これらの論点及び争点を発見し、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するためにこの条例を制定する。

議会及び議員は、日本国憲法及び地方自治法（昭和22年法律第68号。以下「法」という。）を遵守するとともに、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、市民に信頼され、かつ存在感のある議会を構築しなければならない。

## 第3章 市民と議会の関係

〔市民参加及び市民との連携〕

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を積極的に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的等を議会の討議に反映させるものとする。

3 議会は、市民、市民団体等との意見交換の場を多様に設けることができる。

4 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

**5 議会は、前項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席の下に市民に対する議会報告会を年1回以上開催する。**

6 議会は、前項の議会報告会において市民の意見を聴取し、議会運営の改善を図るものとする。

平成25年7月1日施行

## 給与に関する条例の一部改正について

国の要請により災害復旧・復興の円滑化のために職員の給与を減額するもの。

### 内 容

職務の級が5級以上の職員	8%を減額
職務の級が3級及び4級の職員	4. 5%を減額
職務の級が1級及び2級の職員	2%を減額
市長・副市長・教育長	10%を減額

※ 職員・市長・副市長・教育長併せて約3,200万円の削減が見込まれる

期間は平成25年10月1日から平成26年3月31日まで

## 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

一般職・市長・副市長・教育長が給与を減額したことを受け、議会としても痛みを分かち合うべきとの考えから、追加提案し可決

### 内 容

議員報酬の 15%を減額

※ これにより約620万円の削減が見込まれる

期間は平成25年10月1日から平成26年3月31日まで

### ※ ラスパイレス指数

地方公共団体の一般行政職の職員の平均給与額を求め、国の平均給与額を100として算出した指数。

## 東かがわ市子ども医療費支給に関する条例制定について(新規)

### 目 的

子どもの入院に係る医療費の一部を保護者に支給することにより、経済的負担を軽減し子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。

### 内 容

対象となる子どもは、小学生・中学生で入院医療費のうち、健康保険が適用される診療に係る自己負担額の一部を支給

市民税非課税世帯については、入院医療費に係る自己負担の額を支給

市民税課税世帯については、入院医療費に係る自己負担の額から2,000円を差し引いた額を支給

※ 現行の制度として、乳幼児医療費支給制度があり、小学校就学前までの子供医療費を助成している。これに加えて、小・中学生の入院医療費を支給する制度。

平成25年4月1日から施行

# ファミリー・サポート・センターについて

## 目的

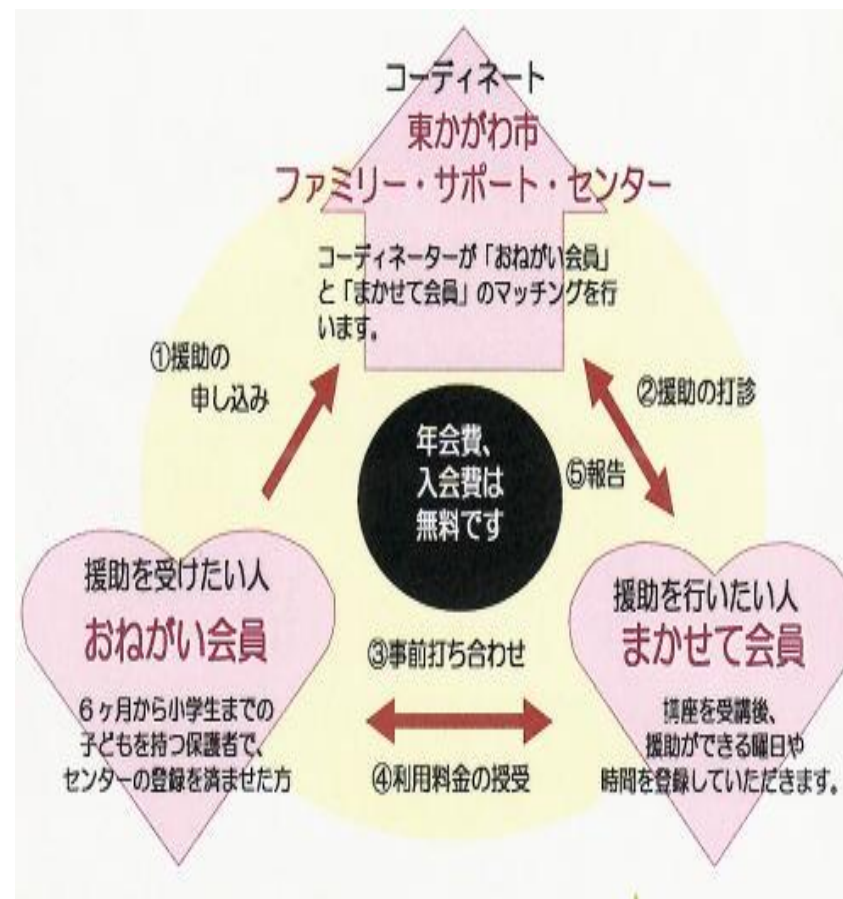
地域の中で、「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員となり、会員同士で一時的な子育てを助け合う有償のボランティア活動である。利用したい方も、援助を行いたい方も会員登録が必要となる。

## 援助依頼内容

- 保育施設・学童保育施設までの送迎や預かり
- 乳幼児連れで出かけにくい時(参観日・病院等)の預かり
- 就業活動および就業訓練の間の預かり
- 映画鑑賞などのリフレッシュの預かり
- 冠婚葬祭の間の預かり

※病児・病後児預かり・宿泊の援助は行っていない。

利用料について	
①月～金(7:00～19:00)	500円/1時間
②6:00～20:00の①以外の時間帯	700円/1時間
③土、日、祝日、年末年始	700円/1時間



## 市敬老会事業について

目 的 多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を尊敬し、長寿を祝う会。

### これまでの経緯

近年、参加率の低下が課題となっていた。今回、今後の敬老会の在り方について平成24年6月から、4回の検討委員会が開かれた。自治会・老人クラブ・婦人会・民生委員・福祉委員の5団体の中から、3名ずつが検討委員会の委員となり協議を重ねた結果、平成25年度からは旧小学校区単位の10地区で実施する方針となった。

### 敬老会市内の動向表

年 度	対象者数(人)	参加者(人)	率(%)
20年度	5,716	1,446	25.3
21年度	5,893	1,453	24.7
22年度	6,132	1,449	23.6
23年度	6,277	1,281	20.4
24年度	6,390	1,185	18.5

## 自治会集会所耐震診断事業について(新規)

- 目的 災害発生時に地域の一時避難所としての役割を担う自治会集会所の耐震性の向上を図り、安全を確保するため、耐震診断に対する支援を行う。
- 内容 \*自治会等地域の住民の利用に供することを目的とした建物  
\*昭和56年5月31日以前に着工された建物  
\*申請日以後も継続利用を見込む建物  
\*施行期日は平成28年3月31日まで
- 補助額 対象経費の10分の9を乗じ得た額と9万円を比較して、少ない額とする。

## 防災士育成支援事業について(新規)

- 目的 市の地域防災力の向上を図るため、地域の中心となって活動する防災リーダーの育成支援をする。  
防災士資格の取得の研修費用の一部を補助する。
- 内容 \*自治会及び自主防災組織に属し各会長より推薦された者  
\*市内の組織等で活動をする意思がある者  
\*資格取得をした旨の情報を市長が市内組織に提供することに同意できる者  
\* 補助限度額は1人12,000円(県費6,000円含む)  
\*施行期日は平成28年3月31日まで
- 予算総額 12万円

※平成25年9月より一部改正し1人13,000円。